

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	野生動物の生命はどれほど重要か：動物権利論の射程とその限界
Author(s)	守邦, 惟
Citation	HABITUS , 28 : 218 – 245
Issue Date	2024-03-20
DOI	
Self DOI	10.15027/55075
URL	https://doi.org/10.15027/55075
Right	
Relation	



野生動物の生命はどれほど重要か 動物権利論の射程とその限界

守 邦 惟

(広島大学大学院人間社会科学研究科博士課程前期 2 年)

はじめに

本論文では、特定の能力のみに依拠する動物倫理理論では野生動物に対する倫理的配慮を説明できないことを論じる。ピーター・シンガーやトム・レーガンは「苦痛を感じる能力」や「生の主体」という基準を用いて動物への倫理的配慮を主張している。しかし、そのような能力志向の動物倫理は限界事例からの議論を踏まえると人間に対する受け入れがたい扱いを導く。同様に、野生動物に関しては人間が引き受けるべきでない過大な責任と義務を導く。

そこで、そのような能力志向の理論が直面する限界を乗り越えるものとして、関係性に基づく動物倫理が有効であることを論じる。クレア・パーマーの理論は、人間と動物がどのような関係を持っているかによって義務に差異が生じることを説明するものであり、それを取り入れることによって野生動物と家畜に対する倫理的配慮の違いを説明することが可能になる。ただし、パーマーの主張もそのままでは問題があるため、義務の基準をより限定した関係に修正する提案を行う。

1. 動物倫理学の歴史と理論

倫理的配慮の基準を特定の能力に依拠する代表的な論者として、本論文ではピーター・シンガー、トム・レーガン、ゲイリー・L・フランシオンを取り上げ

る。

まずシンガーの立場は、同じ条件では利害が平等に考慮されなければならぬという「平等な配慮の原則」の前提に基づいている¹⁾。次に、人間同士の倫理的平等は等しい身体機能や知能、合理性に依拠しているわけではないことに目を向け、どのような人間にも当てはまる基準は「苦しむことができるかどうか」だと主張する²⁾。平等な配慮に該当する対象を判断する基準を「苦痛を感じる能力」に置くのであれば、平等の範囲を人間に限定する理由はなくなる。苦痛を避けることに対して人間と同程度の利害を持つ動物は、人間と同じく倫理的配慮の対象となるのである。もし、ホモ・サピエンスの一員であるという理由だけで人間の苦痛を特別扱いするのであれば、それは人種差別や性差別と同様に不合理な種差別を行っていることになる。

ただし、シンガーが功利主義者である以上、「苦痛に基づき判断される功利性が向上するのであれば」という条件を配慮の基準から外すことはできない。膨大な苦痛を生じさせる動物利用の形態は否定されるが、苦痛が削減された形態は認められる。また、より大きな利益のために個体が犠牲になることは考えられる。

これに対してトム・レーガンは、動物には功利性に凌駕されずに倫理的配慮を受ける権利があると主張する。レーガンにとって倫理的に重要なのは善い結果の最大化ではなく、人間以外の存在を含む他者の立場や価値を尊重しつつ義務を果たすことである。そこで、以下のような「生の主体(subjects-of-a-life)」という独自の基準を提唱する。これは、「信念と欲求、知覚、記憶、そして自分自身の未来を含む未来に対する感覚、快楽と苦痛の感情を伴う感情生活、選好的利益と福祉的利益、欲求と目標を追求するための行動を起こす能力、時間経過に伴う精神物理学的同一性を持つ」³⁾という諸要素からなるもので、簡潔に言えば独立した経験的福祉状態を持つかどうかということである。この条件に当

てはまるのであれば、倫理的配慮の対象となり同程度に重要な存在とみなされることになる。レーガンは一度「生の主体」と認められたものは程度の差なく尊重されると主張するが、緊急時には人間を優先して救助することを認めている。それは、一般的に人間の死は動物の死よりも大きな欲求の挫折を伴い、従ってより大きな害を生じさせるからだという⁴⁾。

特定の状況下で人間の優先を認める立場に対して、ゲイリー・L・フランシオンはより厳格な平等主義を主張する。この立場では、人間が高度な認知能力を持ち、それに伴う特別な利害を持つとしても、配慮に差を設ける理由にはならない。道徳的地位を認めるためには「生の主体」のような様々な条件も必要な。必要なのは「ただ情感（sentience）を持っている」ことである⁵⁾。また、緊急時における人間の優先は、平時における動物利用を正当化することはない。彼によれば、真に動物に対する倫理的配慮を実現するためには動物に人間の財産として扱われない権利を認める必要があり、またそれだけで十分だという⁶⁾。このように、人間が動物の所有を完全にやめることで動物倫理の問題は解決できるという立場をとるため、廃絶論とも言われる。

以上が特定の能力を配慮の基準とする理論である。これに対して、クレア・パーマーは動物と人間がどのような関係に置かれているかに目を向けることが動物倫理を考える上で不可欠だと言う。関係性といつても、情緒的関係や契約関係など様々な場合が想定できるが、合理的な動物倫理を築く上で最も重要なのは因果関係である。彼女によれば、人間が倫理的配慮に値する感覚を持つ動物を意図的に生み出し、その動物が欲求を満たす上で構造的に深く人間に依存していて、また人間に対して永続的に脆弱なのであれば、人間はそうした動物に対して特別な義務を持つと言える。また、人間がある動物の行動や環境に対して外的な制約を与える、動物の潜在的な脆弱性を現実のものにした場合も同様に特別な義務を持つ⁷⁾。

この関係性による動物倫理によって、人間が家畜に対して多くの義務を負う一方で野生動物に対しては傷つけないという消極的義務を超える義務を持たないことが説明可能になる。野生動物に対する人間の義務を説明するためには、能力志向の動物倫理だけでなく、この関係性に基づく動物倫理を取り入れる必要がある。本論文ではパーマーの基本的な立場を採用しつつ、野生動物を含めた有効な動物倫理の構築を試みる。

2. 動物倫理への批判：限界事例問題

野生動物の問題に移る前に、能力志向の動物倫理が人間の扱いに関して受け入れがたい結論を導くことを確認する。

限界事例からの議論（the argument from marginal cases, AMC）とは、人間と動物に共通する能力に焦点をあてて、一貫した倫理的配慮を要求するものである。例えば人間の成人が持つ高度な認知能力を配慮の基準とするのであれば、動物はそれに該当しないので配慮は不要ということになるが、同時にそのような能力を持たない子どもや認知障害を持つ人間（限界事例の人間）も配慮の対象外となる。一方で、限界事例の人間も持っている能力を配慮の基準にするのであれば、一定範囲の動物は必ず配慮の対象に含まれる。倫理的配慮の基準を特定の能力に求める以上は、いずれかを選択しなければならないというのが AMC である⁸⁾。この議論を否定するためには、人間という種だけが持っている何らかの特徴を明示する必要があるが、人間とそれ以外の動物を決定的に区分する特徴のうち、道徳的に重要な意味を持つものを提示することは不可能である。よって、AMC 自体は妥当だと認める必要がある。

そして、AMC を能力志向の動物倫理に援用しようとするとき、困難が生じる。シンガーやレーガンは、ほとんどの人間が含まれる基準を設定して AMC を援用しようとするが、それは同時に一部の人間に対する倫理的配慮を不確実

なものにする。

シンガーの立場では、功利性に従って動物と限界事例の人間に対する配慮とともに断念するという選択がとられかねない。応答として、限界事例の当事者が大きな利害を持てなくても、近親者の利害によって倫理的配慮が認められるという主張は考えられる。しかし、シンガーは親の利益のために、障害を持つ胎児や新生児を殺して新たに子どもをもうけるという代替行為が認められると示唆している⁹⁾。さらに言えば、より広い利益の追求のために近親者の比較的小さな利益を乗り越えて限界事例の人間が「収奪」されることが倫理的に認められる可能性もある。例えば脳死と臓器移植のケースなら、脳死に至る前の意思表示は重視されないだろう。当人と特定の関係を持っている人がいても、限界事例の人間の身体はより大きな利益のために「有効活用」されるべきだということになる。

レーガンの立場では、「生の主体」に該当する存在の権利が功利性に凌駕されることはない。この基準が要求する能力は多くの人間に典型的な能力よりもかなり小さく見積もられているため、レーガンは限界事例の人間をその範疇に含むのに十分だと考えているようだ¹⁰⁾。しかし、重度の認知障害を持つ人間や胎児など、「生の主体」の基準に当てはまるか疑わしい一部の人間は確実に存在する。少なくとも、レーガン自身も不可逆的な昏睡状態にある人間はこの基準に該当しないことを認めているのである¹¹⁾。彼の基準を修正することもできるが、完全にあらゆる人間を含むほど薄く広げた性質では、倫理的配慮の対象は人間と一部の動物に限定されない。それどころか、とてもなく広範囲の生物に対する配慮が要請されることになるだろう。

以上のような能力志向アプローチが直面する問題は、関係性アプローチによって回避することができる。パーマーは関係性に基づく道徳的責任を3通り上げている¹²⁾。それは、(a)過去の相互作用から生じる道徳的責任（約束、合意、

債務、加害など)、(b)特別な関係から生じる道徳的責任(子ども、親、兄弟姉妹、友人など)、(c)ある共同体の一員であることから生じる道徳的責任である。この(a)および(b)の義務はAMCに付随する困難を乗り越える鍵となる。まず(a)について、例えば健康な状態での意思表示が脳死の際の臓器移植について周囲の人間に義務を生じさせることは一般に受け入れられている。また、交通事故をおこして被害者が昏睡状態に陥った場合でも、被害者にまつわる利害とは無関係に、事故を起こしたという因果関係によって加害者に特定の義務が課せられることも妥当である。次に(b)について、子どもを持つことを意図的に選択した両親は生まれてくる子どもに対して責任を持つし、限界事例の人間のうち、その者が不可逆的な昏睡状態かどうかに關係なく、深い關係を築いている人間には一定の責任があると思われる。

これらはパーマーの枠組みで説明可能だが、一切の関係を持たない人間に対する義務は因果関係だけでは説明できない。彼女はこの問題について、(c)の共同体への所属という事実に起因する義務を示し、応答を試みている。それは、援助が容易で危害が大きい場合、同じ共同体に属し豊かな関係性を持っているメンバーへの援助義務を引き受けるべきだというものである。これはレスリー・フランシスとリチャード・ノーマンが主張する道徳的共同体の枠組み¹³⁾を利用するものだが、パーマーはこれを「すべての人間と、人間が強い社会的関係を持つ人間以外の感覚動物を含む、グローバルな『混同』共同体」に拡張して受け入れるべきだと主張する¹⁴⁾。

この点で、パーマーは義務の範囲を拡大しすぎているように思われる。彼女は野生動物を含まず家畜や全人類を含む巨大な道徳的共同体を想定しているようだが、そのような弱い関係を用いるのであれば、義務の対象として多数の野生動物も含まれるのではないか。義務の範囲については、第5章および第6章で詳しく取り上げる。確実なのは、加害などの「過去の相互作用から生じる道

徳的責任」や、親子関係などの「特別な関係から生じる道徳的責任」を説明するためには関係性アプローチを導入する必要があるということである。

3. 野生動物の苦痛とは何か

既存の動物倫理では、人間の飼育下にある動物への扱いが主な論点であった。しかし、倫理的配慮の基準を特定の能力に置くのであれば、動物が人間の飼育下にあるかどうかは関係ないということになる。数々の証拠から、肉体的にはヒトとそれ以外の動物とで似通った痛みを経験することが強く推定できる¹⁵⁾。本論文では慎重な立場をとり、少なくとも哺乳類は肉体的な痛みを経験できると考える。そして、苦痛を感じることを配慮の基準とするのであれば、野生動物が経験する苦痛（Wild Animal Suffering, WAS）は避けて通ることのできない倫理的問題となる。

WAS の代表例として想定できるのは、捕食や怪我によるもの、疾病・寄生によるもの、気候など生息環境によるものが考えられる。また生物種がそれ自体で持っている特徴に WAS 大きな要因がある。それは多くの動物種がとっている多産多死の繁殖戦略である。このような傾向の戦略をとる種を r 戦略種と呼び、ネズミなどの小型げっ歯類はその典型例である。反対に、少数の個体を産み、その養育に注力する少産少死の傾向を示す戦略をとる動物は K 戰略種と呼ばれる。r 戰略種は多数の子を産むのでそれぞれの子に対して K 戰略種のような養育を行うことはできず、したがって弱い幼体の死亡率は上昇する。個体の生存率が低い生物種が、それにもかかわらず繁栄する手法として一般的に見受けられる多産多死の戦略は、苦痛に満ちた一生を経験する膨大な数の個体をこの世に存在させ続けていることを意味する¹⁶⁾。

さて、シンガーやレーガンらは同一の基準を有している限り人間と動物とで平等な配慮を行うよう主張してきた。その一方で、彼らによれば人間が動物の

経験できない方法で苦しむなら、それに即して追加の配慮を行うこと、結果として人間と動物とで配慮の内容に差が生じることは合理的である場合がある。

しかし、仮にそれを認めたとしても、家畜と野生動物との間に同様の差異があると認めるのは一層困難である。動物にとっての苦しみは肉体的な苦痛に起因するものが大部分だと考えられ、人間の認知能力に基づく長期的で複雑な苦悩のように質的な差がある苦しみが、動物種間でも存在しているとは考えにくい。

哺乳類が痛みを感じることを認め、そして道徳的配慮の基準として痛みを感じられる能力を採用するなら、人間の飼育下にある動物の痛みだけを配慮し、野生動物の痛みを配慮しないのは不合理である。道徳的配慮の要件を真に「苦痛の経験」に定めるのであれば、生じた苦痛が人間に由来するかどうかも道徳的な重要性を持たないということである。もし、人間が引き起こした苦痛に対しては責任を認めるが、野生で生じている弱肉強食の状況を放置するのであれば、オーレ・マーティン・モーエンが「第二の人間中心主義」¹⁷⁾と呼んで批判している通り、それは倫理的に問題がある人間中心主義にほかならない。したがって、野生動物と家畜で苦しみに対する配慮に差を設けることは、人間と動物で苦しみに対する配慮に差を設ける以上に一貫性を欠く対応だということになる。能力志向の動物倫理の立場をそのまま堅守するのであれば WAS に対して真剣な対応を取ることが要求されるのは間違いない。

功利主義者にとって WAS は苦痛の量という観点から非常に重大な問題と言える。レーガンは WAS を倫理的な問題として認めず、野生動物の苦痛が人間の道徳的義務につながるのは人間がそれを引き起こした場合のみであると主張する。彼は、野生動物が独自の能力を発揮することで種として存続しており、そのことは野生動物が人間の助けを必要としていないことを示していると考えているようである。また、捕食者と被食者の関係はある種の「国」を構築して

おり、人間はそこに介入すべきでないとも述べる¹⁸⁾。

だが、野生動物であっても、「生の主体」の基準に適合することは明らかであり、種差別を犯さずにレーガンの主張を維持するのは無理である。例えば、ある人間の集団が感染症によって大きな苦痛を被っているとする。彼らは外部に対して助けを求めるコミュニケーション手段を持っていないが、我々は彼らの置かれている危機的状況を認識できており、介入して助ける手段も持ち合わせているとする。このとき、(1) 権利の主体に対して害は生じているが、人間が因果的に引き起こしたものではない、(2) 我々は彼らを助ける手段を持つ、という 2 点において野生動物のアナロジーとなる。レーガンが人間の場合は助けることを認めるのであれば、野生動物に対しても義務を認めざるをえない。野生動物の権利を認めないのであれば、人間の権利も認めるべきでない。そして、彼は人間の権利に対してもその重要性を強く主張しているため、後者を選択するとは考えづらい。

そして第 1 章で挙げた後二人の論者、フランシオンとパーマーも、少なくとも WAS の存在を認めることは必要である。フランシオンは「情感を持つ」という基準で動物の権利を主張している。苦痛を経験することを理由に人間の加害を倫理的問題とみなす以上は、野生動物のまた苦痛を経験する存在であり、野生においては広く苦痛が生じていることを認めなくてはならない。これはパーマーも同様であり、苦痛を感じる主観的経験を、動物倫理を構築する前提としているので、WAS も認める必要がある。

ただし、WAS を重要な倫理問題として捉える必要があり、人間に道徳的責任が生じるのは、功利主義に基づく動物倫理の擁護者やレーガンの権利論を支持する立場である。フランシオンとパーマーからは、WAS を認めるとしても、すぐさまそれを道徳的危機とみなし人間の義務が要請されるわけではない。パーマーについては第 5 章で詳しく扱うことにして、ここではフランシオンの立場

からはそもそも野生動物に関する倫理を適切に評価することが不可能であることを説明する。フランシオンの主張は人間の飼育下にある動物の解放、そして不必要的加害の禁止に集約される。つまり、人間の「所有物」の地位にある動物が存在しなくなり、野生動物に対して人間が危害を加えなければ、動物倫理からはそれ以上の義務が生じないということである。

これは、フランシオンの立場から野生動物に対する積極的義務が説明できることを意味している。フランシオンの基準は非常に広範囲の動物を道徳的配慮の対象としている。そのため、傷つけないという消極的義務に加えて動物の福利についての積極的義務を認めたなら、その途端に自然界に存在する膨大な数の動物に対し、人間が等しく責任を負うことになる。それは、到底果たせるものではない。

したがって、WAS に対してフランシオンの立場から主張できることはない。しかし、だからといって野生動物に対する人間の責任がなくなるとは思えない。人間は野生動物に対して多くの損害を与えており、中には積極的義務を生むものもあるだろう。また、人間による影響が少ない野生動物種もいれば、人間の活動により多くの悪影響を被っている野生動物種もいるだろう。フランシオンの立場はこのような義務の違いを扱えない。ただ「野生動物を放置せよ、積極的義務が生じるような状況を作るな」ということだけが主張される。確かに、動物と人間の完全な隔離が成功すればフランシオンの理想は達成されるかもしれないが、それは現実的とは言えない。

4. ヨハンセンの見解とその問題点

能力志向の動物倫理論者は、WAS を大きな問題として受け止め、人間の義務を認める必要がある。ここでは、実際に WAS への人為的介入を人間の義務として主張するカイル・ヨハンセンの立場を検討する。

ヨハンセンはシンガーの議論を参考し、個人には善行に対して貢献を行う強固な義務があることを主張する。シンガーは何らかの悪いことを、それに匹敵する (comparable) 重要なものを犠牲にすることなく防げるならそうすべきだとして、絶対的貧困を防ぐために善行の義務があると主張する。ヨハンセンはこの善行の対象として苦痛を感じることができる動物も含まれるという。しかし、同時にシンガーの基準は要求が大きすぎるとも主張する。そのため、ヨハンセンはシンガーの基準を修正し、「匹敵する」犠牲ではなく「重要なもの」を犠牲にすることなく行える場合に限定して善行の義務があるとする¹⁹⁾。これによつて、人々は日常的に享受している財の大部分を諦めることなく、善行に関する理念を追求できる。ヨハンセンの立場では、この縮小された善行の義務の範囲内に WAS の改善が含まれるということになる。

善行の対象を苦痛の最小化に限定したとしても世界には様々な苦痛のケースが存在しているが、特に WAS が優先される理由は効果的利他主義の観点から説明される²⁰⁾。効果的利他主義とは「証拠と理性を用いて、どうすれば他者にできるだけ多くの利益をもたらすことができるかを考え、それに基づいて行動を起こすプロジェクトである」²¹⁾と定義される。この立場に基づくと、真の善行は単なる自己満足ではなく、実際に善を行うというコミットメントを必要とする。

WAS に関して重要なのは、その規模 (Scale) と放置度 (Neglectedness) である。「規模」は野生動物が経験している苦痛の量が問題となる。例えば家畜の苦痛よりも野生動物の苦痛を削減する研究の方が大きな効果を發揮するのであれば、後者を優先しなければならない。さらには、貧困などを理由とした人間の苦痛と比較した場合でも、WAS の規模が人間の問題を凌駕しているため WAS への取り組みが優先される可能性があることも示唆される。「放置度」とは、個々人がある問題に取り組む際にどの程度効果的に参与できるかという観

点である。現在 WAS が大きな問題として取り上げられているとは言えず、WAS に取り組むことの限界効用は非常に高く見積もられる。このような効果的利他主義の観点から WAS は優先して対処される必要があることになる。

第 3 章で確認したように WAS の要因は多岐に渡っているが、ヨハンセンは r 戰略種および哺乳類などを中心に捕食する肉食動物に焦点を当てる。これらの動物は WAS の大きな要因となっているため、苦痛を生じさせている行動を改変するか、あるいはその種を絶滅させることで WAS の規模を大幅に縮小できる。つまり、 r 戰略種を K 戰略種に、肉食動物を草食動物にする改変である。彼は CRISPR や遺伝子ドライブの技術を例に挙げ、WAS の改善に利用できる手法が存在するなら、それを積極的に用いて野生動物への介入を行う必要があると主張している²²⁾。

もちろん、人為的介入に対して、価値のある自然を破壊することは受け入れられないという反論は想定できる。しかし、ヨハンセンは J. S. ミルを引用して自然であることそれ自体からは内在的価値を引き出すことはできないと述べており、これは妥当である。猛暑や極寒、病気や感染症は自然なものだが、よい状態とは言えない。また、自然な衝動のままに行動することが道徳的に問題視される場合も多く、むしろ衝動を制御し、望ましい行動を主体的に選び取ることに価値があると考える方がもっともらしい。

よって、自然さそのものに価値がある場合はかなり限られていると言える。もし人間が余計な介入をすることで現状の WAS の程度よりもさらに苦痛に満ちたひどい状況に陥るのであれば、今の自然環境には人間の介入を否定するだけの価値がある。介入推進派の論者も、現在の技術的限界や人為的介入によってむしろ苦痛が増大する可能性、大規模な改悪に繋がってしまう危険性を基本的に認めている。

しかし、ヨハンセンは人間の誤謬性が無条件に介入を禁止するものであって

はならないとも主張する²³⁾。この見解は、原理的には認められるものだろう。人間の誤謬性に基づく制約は妥当だが、もし予測不能な領域が限りなく狭められ理想的な介入方法が開発されたとすれば、人間の介入を否定する理由はなくなるかもしれない。ただ、ヨハンセンはここでさらに踏み込んだ主張を行う。理想的な介入方法を積極的に開発することを要求するだけでなく、一定水準まで研究が進んだなら誤謬性を差し置いて実践的介入を行うべきだというのである。彼は、改変に伴い環境破壊が生じたとしても、それが意図したものでなければ許容されるとも主張する²⁴⁾。

このようなヨハンセンの主張は受け入れられるものではない。まず、ヨハンセンは生態系へ介入するリスクを過小評価しているという問題がある。確かに、人間の認識的限界が自然への介入を教条的に拒絶するものであってはならないとヨハンセンが言うのはもっともだが、彼の自然環境に対する姿勢はあまりに無責任である。ヨハンセンは人間個人のライフスパンを越えるような長期の研究を「長過ぎる」ものとして捉えているが、百年という単位でも現在の自然環境が構築されるに至った年月と比較すればごく短いものである。自然に道具的価値しか認めないとても、介入の失敗に伴う機能喪失に対して復元の年月を再度費やすことは困難である。自然環境は条件を何度も設定し直して研究を反復できる仮想空間ではなく、現実の自然を対象として「賭け」が行われかねない理論は合理的であるとは思えない。

また、r 戦略種や肉食動物は自然の中で他の種と複雑な相互関係を持っており、それらすべての機能に対し介入がどのような悪影響を及ぼすか調査することは必要である。r 戦略のプロセスを K 戦略に近づけることで WAS を減少させるアプローチは必然的に当該種の繁殖力を減少させ個体数を減らすことを含んでいる。ニコラス・ドロンとダンカン・パービスが指摘するように、生息環境の変化に適応する戦略を、r 戰略種であれば個体数によって達成しており、

K 戦略種は一個体のもつ柔軟性によって達成している²⁵⁾。もし、r 戰略種が野生において遭遇する死亡原因への判断を見誤れば、個体数に適応戦略を依拠している種ほど、容易に絶滅することになる。また、いったんある種が絶滅してしまえば、その種と密接に関係している種にも多大な影響がおよぶ。r 戰略に焦点を当てた介入だからといって、その責任は決して r 戰略種が経験する苦痛に限定されるものではない。

さらに、ヨハンセンは予測できなかった副次的な害は容認されるべきだと主張するが、人間が主体的に決断し、実行した介入であるならその結果の責任を引き受けるべきである。もし介入が破滅的結果に至ったなら、介入者はその因果的責任を求められることになる。例えば、肉食動物の減少によって被食動物の爆発的増加と破綻が生じるのであれば、そこで生じる苦痛も介入者の責任となる。もちろん、理想的技術は個体数調整など様々な不安要素を乗り越えられるという主張はなされるかもしれない。しかし、ヨハンセンはある程度の技術段階に至った時点で不確定要素を残しつつ介入を実行するよう求めており、したがって負の結果が生じる可能性も十分残されている。

そして、そもそも野生動物と家畜に対して人間が同様の責任を負うということは疑わしく、ヨハンセン自身も両者への義務の違いを認めているのである。ヨハンセンは中立的立場から野生動物への介入の正当化を行うために善行の義務を採用するという説明を行っている。しかし、その過程で家畜に対する積極的義務が存在し、その義務が野生動物にはないことを述べる²⁶⁾。これは、人間が特定の因果関係を持つ動物に対して優先的な義務が存在することを示唆するものである。しかし、同等の苦痛を感じている野生動物と家畜に対して異なる配慮を義務づけるのであれば、苦痛以外の基準を導入していることになり、それはヨハンセンの前提から外れることを意味している。このように、ヨハンセン自身も特定の関係性に由来する義務から逃れられず、主張に矛盾を生じさせ

ている。野生動物への義務を考える際には、家畜との差異や人間との関係性を避けることは不可能である。

5. パーマーの見解とその問題点

野生動物の苦痛に対して人間は積極的に介入する義務を負わない、ということを説明するためにはパーマーによる関係性に基づく動物倫理が有用である。パーマーによれば動物に対する義務を説明するためには人間がその動物とどのような因果関係にあるかを踏まえなければならない。彼女は、「家畜には援助義務がある一方で野生動物には同様の義務はない」という直観をレッセ・フェール的直観 (*laissez-faire intuition, LFI*) と呼ぶ。そして、これは不合理なバイアスではなく、むしろ支持すべき合理的な理由があるという。

パーマーは LFI を、「危害を加えることと助けないことの区別」および「距離」の観点から正当化している。帰結主義の立場からは、動物に害を与えることと動物への可能な援助を行わないことの区別ができるが、両者は区別される必要がある²⁷⁾。例えば交通事故のケースで考えてみると、ある人を自動車ではねて怪我を負わせた場合と、自動車にはねられた人を発見した場合でまったく同じ義務を負うとは思えない。もちろん、怪我をした当人に生じる苦痛だけを基準とすれば両ケースに等しい悪があると考えられる。また、苦しむ怪我人を前にして、誰もが救援の義務を負っていると言うこともできるかもしれない。しかし、たとえそうだとしても、意図的かどうかにかかわらず自らの行為によって相手に怪我を負わせてしまった加害者と、偶然怪我人に出会っただけの通行人では、そこで発生する義務の種類も責任の重さも異なっているはずである。この義務の違いは、「実際に事故を起こしたのは誰なのか」という過去志向的な考慮に基づいている。この考慮は我々の倫理的考慮において非常に基礎的だが、そのためには関係性を道徳判断の理由に含めなければならない。パーマーの基

準を踏まえれば人間が WAS に対して責任を負うことは否定できる²⁸⁾。人間が一切の因果関係を負わない場合、人間に苦痛を取り除いてまわる責任があるとは考えられない。

LFI を正当化する 2 つ目の観点は、距離の重要性である。ここで、野生動物への援助を否定する理由が 2 通り想定できる。それは、援助の結果に関する他の道徳的懸念が援助の義務を上回るという理由、および野生動物の性質をふまえると援助をしないことが野生動物自身にとって最善だという理由である。パーマーは、これらの理由がいずれも不適切だと述べる。野生動物への援助が長期的に悪影響を及ぼす可能性や生態学的機能への悪影響を指摘して介入を制限することはできるが、ヨハンセンの主張にもあったように、それは介入を原理的に否定するものではない。あくまで、他に優先される道徳的懸念が存在することが前提となっている。また、WAS の状況を鑑みれば援助をしないことが野生動物にとって最善だということもできない。野生動物に干渉を受けないことへの欲求があるとしても、それが苦痛軽減への欲求を上回るとは考えづらい。潜在能力に着目したとしても、介入を必要とする動物はそもそも潜在能力を適切な形で発揮できない状態に陥っているからこそ介入が意味を成すのであり、潜在能力行使の阻害を理由に介入を否定することは不可能である。

よって、LFI を支持するためには野生動物への長期的な悪影響や、繁栄の阻害といったもの以外の理由が必要である。そこでパーマーは「距離」の概念を用いることを提案し、「何らかの形で、個人や集団が互いに独立している」という状態が道徳的に重要になると述べる。彼女によれば、この独立性は一般的に他者の状況に因果的な影響を及ぼさなかった、あるいは及ぼしていないという観点から解釈される。そして、この意味で遠い個人や集団は、それらの状態（特に幸福の状態）に対して責任を負わず、貢献も要しない²⁹⁾。

この「距離」が道徳的責任に重要な影響を及ぼすという主張を受け入れるの

であれば、野生動物を「遠い」存在、家畜化された動物を「近い」存在として捉えることができる。そこから、少なくとも完全な野生動物であれば助ける義務は一切存在せず、逆に人間がその繁殖に対して意図的かつ計画的な介入を行って明確な因果的責任を持つ家畜は助ける義務が存在すると主張できる。

以上のような LFI の正当化の方針は、基本的に受け入れられるものである。積極的義務を認めるためには義務を担うものと対象となるものとの間に特定の因果関係が必要であり、もし因果関係を持たないのであれば道徳的な責任が生じることはない。パーマーは動物に対する責任を生み出すより具体的な関係として、脆弱性や依存性の創出を挙げる。つまり、家畜が脆弱性や依存性を持っており、その脆弱性に由来する苦痛を経験するのであれば人間はそれに対処する積極的義務があるということになる。

ただし、脆弱性の基準は家畜に限定されるものではない。もし人間によって脆弱になった野生動物が存在すれば、人間は責任を負うし積極的義務を担うことになる。家畜のように人間がその繁殖や選択された形質、あるいは飼育に関して明確な因果関係を負っている場合でなくとも、野生動物の生息域を開発して縮小させたり有害となる物質を拡散させたりすることで明確に害を与えているケースは容易に想像できる。こうした場合、家畜に対して生じた害と野生動物に対して生じた害を区別するものはないようと思われる。

このように、パーマーは完全な野生動物を基準として LFI を構築しつつ、人が因果関係を持つ「例外的な」野生動物も存在することを認めている。しかし、実際には人間から大きく影響を受けている野生動物、中でも人の活動によって被害を受けている野生動物は多く存在する。そうすると、パーマーの基準では結局大多数の野生動物への積極的義務が要請され、ヨハンセンのような大規模な介入であっても義務とみなされる可能性がある。そうなると、野生動物への道徳的義務を限定的に捉えようとするもともとの LFI の方針からは大

きく乖離し、もはや関係性アプローチから動物倫理を考える利点は失われる。

6. パーマー関係性説の修正

パーマーの基準は「脆弱性・依存性を創り出した」という因果関係が積極的介入の義務となるというものである。その基準は、人間の影響を一切受けていない完全な野生動物が大半で、人間が悪影響を与えた野生動物が一部の例外として存在する状況であればそのまま適用できるだろう。しかしながら、20世紀を通じて人間がおこなってきた地球環境への甚大な影響を考えると彼女の想定には問題がある。例えば、地球温暖化の原因が人間にあることは疑いようがなく、温暖化とともになう気候変動は、実際に多くの動物の生存に対して深刻な危機となっている。その事実をふまえると、脆弱性を生み出したという因果関係だけに限定したとしても、種類・数ともに甚大な動物に対して人間はその苦痛に対処する道徳的義務を持つことになる。

パーマーはホッキョクグマのケースを取り上げて、人為的な気候変動により利益が後退する野生動物の存在を認めている。彼女は人為的な気候変動の「リスクが承知されていなかった」点、「野生動物への加害が意図されていない」点を指摘し、この場合利益の後退は意図的な加害というより「ケガや不運に類するものと考えるほうがより正確である」と述べる³⁰⁾。しかし、因果関係に基づく責任を真剣に受け止めるのであれば、少なくとも温室効果ガスの影響が予測可能になった時点以降の責任を負わなくてはならず、現在も続いている温室効果ガスの排出は加害の意図にかかわらず明確な因果関係を伴うものとみなされなければならない。

一番正当な解決策は人為的な気候変動を食い止めることである。問題は、それが政治的・経済的要因により困難を極めていることだ。つまり、人為的気候変動による野生動物への加害には、進行している加害行為ではなく既に手遅れ

となって完了した加害状態にあるものが含まれている。このようなケースでは、ただ「進行している加害を止めよ」という主張は効果的とは言えず、関係性アプローチからは既に成立した加害に対する補償という対応が要請されることになる。パーマーはホッキョクグマ支援の具体的な方法として、ホッキョクグマの生息域で石油や天然ガスを採掘することを取り止めることなどを挙げている。しかし、広範囲の野生動物に対して行う支援となると、そこにはヨハンセンが提唱してきた手法も含まれるのではないだろうか。気候変動によって脆弱になる野生動物はホッキョクグマのような極地動物に限定されず、海棲哺乳類なども含まれる。今後、人間による自然環境への影響が拡大すれば、つまり因果関係が拡大すれば、人間が責任を担う野生動物は増えていくだろう。

パーマーの動物倫理をそのまま受け入れることは多くの野生動物に対する義務を生じさせ、結局はヨハンセンのような野生動物への大規模な介入を認めることに結びつきかねない。関係性アプローチの利点は、能力志向の動物倫理では扱えなかった家畜と野生動物に対する義務の差異に取り組めることにあるが、このままでは関係性アプローチに基づく有用な動物倫理構築の試みが成功しないように思われる。パーマーはホッキョクグマの事例を挙げ、最終的にそれに対して特別な義務があると認める。しかし、「脆弱性や依存性の創出」というパーマーの基準を維持すると、ホッキョクグマと同様に人為的気候変動から悪影響を受けるその他多くの野生動物に対しても同様の義務を負わなければ一貫性を欠くことになる。

この問題に対処するためには、二通りの選択肢がある。一つは、ホッキョクグマに対して実際に直接的な責任を負うことではなく、援助は望ましいことだが義務ではないという主張すること。もう一つは、ホッキョクグマに対して援助の義務が存在しており、他の野生動物には援助の義務がないが、パーマーの枠組みではそれらの区別を行えないという主張である。

ここでは、後者の擁護を試みる。ホッキョクグマに対する特別な義務を認めためには、もはや動物個体の主観的経験に依拠する論法だけでは不可能だと言える。すなわち、ただ人為的な危害が及んだ野生動物というだけではなく、例えば絶滅危惧種であるという別の観点を導入せざるを得ない。それは、個体ではなく種としての機能性に着目するもので、動物倫理の文脈というより環境倫理の立場から主張されるものである。あるいは、北極圏に関する人間の文化に深く浸透している象徴的な動物種であり、種の存続に対して人間が特別な利益を持つ動物であると主張することもできるだろう。いずれにせよ、多くの野生動物の中で特定の動物種に対する優先的な義務を認めるためには、このような多元主義を受け入れるほかない。

そうすると、関係性アプローチをとる動物倫理からの主張としては、野生動物と人間の間にある特定の因果関係は義務の程度に関するものだと言うことができる。パーマーが想定している「脆弱性や依存性の創出」の基準は、少なくとも責任の出発点と言うことはできるかもしれないが、そこから単純に義務を導くことはできない。人間の集団活動によって生じた脆弱性という因果関係は、それだけでは積極的義務が要請されないものとみなす必要がある。それは動物種が生態系で果たす役割や人間にとての文化的価値など動物倫理以外の領域から主張される動物の価値と相まって、特定の野生動物の保護を優先する理由として捉えられるべきである。

パーマーは「脆弱性や依存性の創出」という因果関係から直接義務が導けると主張し、このように因果関係を義務の程度を決定するものとして捉えることを認めないかもしれない。しかし、リスクを伴う大規模な野生への介入という帰結を回避しつつ実践的な動物倫理を構築するためには、因果関係が義務の濃淡を決定するものと捉えるのが妥当である。

最後に、個人として負う義務について少し考察を行う。以下は、人間同士で

認められるべき義務の範囲に大きく影響する極めて論争的な点である。そもそも、パーマーが「脆弱性や依存性の創出」という基準を用いようとしたのは、弱い因果関係にある人間への善行を義務として認めるためだと考えられる。しかし、これは義務が生じる基準を拡大しすぎていると言えないだろうか。パーマーの想定する善行は「立派な行い」や「望ましい行為」としては認められるかもしれないが、万人が確実に受け入れなくてはならず、あらゆる道徳的行為者に強制できる類の義務とは言えない。

そこで、野生動物への大規模な介入という収束を回避するために、「脆弱性や依存性の創出」という因果関係をより厳密な関係に限定し、直接的な因果関係だけが強制力のある義務を生じさせるとみなすべきだと考える。そのためには、人間が実際の責任を負う基準として、二人称的な理由を重視することが必要になる。

各個人が、厳格に引き受けるべき義務の基準として、二人称的関係を想定してみる。例えば、子どもを持つことを決定した親には、子どものケアに関する厳密な責任を負うことになる。同様に、家畜を飼育することを決定した人間は家畜の苦痛を取り除く厳格な義務を負うことになるだろう。このような意図的関係や既に成立している直接の因果関係に基づいた義務は、まだ因果関係を持っていない、あるいは持っていたとしても非常に些細なものにすぎない関係に基づく義務よりも優先される。

そして、二人称的関係を積極的義務の要件に据えると、善行が真に義務として要求されるものとなるためには、対象と何らかの二人称関係を持っていることが前提となる。これは、地理的隔たりという道徳的に無関係な要因を用いた差別だという批判を受けるかもしれない。二人称的関係に基づかない善行は、あくまで義務として要請されるものではなく行為者の選好によるものということになる。しかし、第一に責任を負うと考えるべきなのは直接的な因果関係で

あり、道徳的行為者が実際の義務を持っているのは二人称的関係にある存在だという考え方には直観には即している。実際に強制力を生む義務には二人称関係が必要だという主張はもっともらしい。

もしこの立場をとらない場合は、野生動物への大規模な介入は必須である。地球規模での僅かな因果関係を道徳的責任の根拠に据えるのであれば、そこには人間から悪影響を受ける多くの野生動物が含まれる。もちろん、関係性説に基づく以上、 r 戰略や捕食・被食関係に由来する苦痛に人間が責任を負わないとしても、気温上昇に伴う生息地の消失や食料減少と飢餓などに対しては十分責任を負うことになるだろう。また、土地開発といった直接的要因に伴う苦痛であれば人間の責任は明白である。種差別を擁護できる妥当な主張がなければ、人間の道徳的責任から野生動物だけを除外することは不可能である。これに対して、道徳的責任を直接的な因果関係・二人称的義務に限定するのであれば、人間の責任は履行可能な範囲に絞られることになる。

また、この主張に対しては、直接的な因果関係にある動物への責任が、遠くの人間に対する責任より優先されるという批判があるかもしれない。これに対して、実際に直接的な因果関係を持つ動物が優先されるべきであって批判にはならないと考える。自ら飼育の責任を引き受けた動物が危機的状況にある場合、直接の因果関係がない人間よりも飼育動物の世話を優先する義務がある。地理的に隔たった人間に対しては、その人間と二人称的関係にある道徳的行為者が優先して責任を負う。

ただし、動物を繁殖させ新たに動物との二人称的関係に踏み込もうとしている者は、たとえ地理的には離れていようとも遠方の人間と二人称的関係を結ぶことも考慮に入れるべきだと言うことはできるかもしれない。二人称的関係を持つためには、必ずしも面と向かった対話が必要なわけではないと思う。現代では遠隔地と通信を行い、情報を交換して新たな関係に参入することは可能で

あり、また比較的容易である。新たな二人称的関係に入ること自体は義務として要請されることではないにせよ、それ以外の要因によって二人称的関係へ参入することが推奨されるということは主張できるかもしれない。例えば、地球規模の道徳的共同体を想定するなら、可能な限りにおいて貧困の状況にある人間と二人称的関係を持つことが望ましいとされるかもしれない。

したがって、善行は直接的な関係を持たない存在について厳格に要請される義務ではなく、二人称的義務を引き受けることへの推奨として捉えられる。関係への参入自体は義務ではないが、例えば貿易などの経済的関係などに端を発する、個人にとって比較的小規模と言える因果関係がそのような関係参入を後押しするかもしれない。あるいは、情緒的影響が、特定の地域の人間と二人称的関係に入る機会を作るかもしれない。いずれにせよ、道徳的義務を関係性によって捉える立場からは、善行が単なる自己満足ではなく義務の履行となるのは、二人称的関係に基づく行為である場合に限られる。

この立場を認めるのであれば、個々人は野生動物に対して二人称的関係に参入しない限り、義務を負わないことになる。ただ、個々人が直接加害を行っていなくても、気候変動の原因にわずかながら与していることも事実である。個々人は、直接野生動物へ支援を行う義務はなくとも、集団的に悪影響を是正する責任はあると言えるかもしれない。例えば、気候変動によって悪影響を被った野生動物の保護を行う政策決定に賛同する責任が認められるかもしれない。気候変動対策の根拠として、人間自身への悪影響だけでなく、野生動物への加害を含めることは倫理的に正当である。しかし、ここにはリスクを顧みず野生動物への大規模な介入によって「補償」に充てようとする危険性が絶えずつきまととのである。結局のところ、気候変動という巨大な加害は、既にその責任を負いかねない程度に拡大している。無謀な自然環境への介入策を回避しつつ野生動物への真っ当な倫理を実践するのであれば、集団的義務を考えても、人類

の環境改変規模を漸減させる根本的な解決策しかないのではないか。

以上のように、パーマーの関係性アプローチを有効な動物倫理として保つためには、因果関係による義務を二人称的義務に限定するという提案ができる。野生動物に対する義務として個々人に実際に要請されるものは、直接的な因果関係に限定すべきではないだろうか。

おわりに

本論文では、能力志向の動物倫理が直面する問題を、限界事例の議論および野生動物に対して生じる責任から論じた。特定の能力を基準にするだけでは、有効な動物倫理の枠組みを構築することはできないため、動物倫理には関係性に基づく義務を組み込む必要がある。しかし、人間が野生動物に対して与えている影響の大きさを考えると、「脆弱性や依存性の創出」という因果関係が義務を生じさせると主張するだけでは野生動物への適切な義務を説明することはできない。その基準では、能力志向の動物倫理と同様に、非常に広範囲の野生動物に対する介入の義務へと繋がってしまうからである。そのため、動物個体の福祉環境に配慮する積極的義務が認められるのは、因果関係の中でもその動物と二人称的関係にある場合に限られるべきだと考える。

註

- 1) ピーター・シンガー、『実践の倫理 新版』、山内友三郎・塚崎智（監訳）（昭和堂、1999）、24 頁。
- 2) 同上、70 頁。
- 3) Tom Regan, *The Case for Animal Rights*, 2nd ed. (Berkeley: University of California Press, 2004), 243.
- 4) Ibid. pp. 324-7

- 5) ゲイリー・L・フランシオン、『動物の権利入門：わが子を救うか、犬を救うか』、井上太一（訳）、（緑風出版、2018）、59-60 頁。
- 6) 同上、43 頁。
- 7) Clare Palmer, *Animal Ethics in Context* (New York: Columbia University Press, 2010), 93.
- 8) Lori Gruen, *Ethics and Animals: an introduction*, 2nd ed. (Cambridge: Cambridge University Press, 2021), 68.
- 9) シンガー、『実践の倫理 新版』、228 頁。
- 10) Regan, *The Case for Animal Rights*, 244.
- 11) Tom Regan, “An examination and defense of one argument concerning animal rights,” *Inquiry: An Interdisciplinary Journal of Philosophy* 22 (1979): 211.
- 12) Palmer, *Animal Ethics in Context*, 121.
- 13) Leslie P. Francis and Richard Norman, “Some Animals Are More Equal than Others,” *Philosophy* 53 (1978): 518-27.
- 14) Palmer, *Animal Ethics in Context*, 123.
- 15) Philip Low, *The Cambridge Declaration on Consciousness* (Francis Crick Memorial Conference, Churchill College, Cambridge University, 2012).
- 16) Oscar Horta, “Debunking the Idyllic View of Natural Processes: Population Dynamics and Suffering in the Wild,” *Telos: Revista Iberoamericana de Estudios Utilitaristas* 17 (2010): 79.
- 17) Ole M. Moen, “The ethics of wild animal suffering,” *Etikk I Praksis - Nordic Journal of Applied Ethics* 10 (2016): 92.
- 18) Regan, *The Case for Animal Rights*, 357.
- 19) Kyle Johannsen, *Wild Animal Ethics*. (New York: Routledge, 2021), 83.
- 20) Ibid. p. 3.

- 21) William MacAskill, “Effective Altruism: Introduction,” *Essays in Philosophy* 18 (2017): 2.
- 22) Johannsen, *Wild Animal Ethics*, 67-8.
- 23) Ibid. p. 21
- 24) Ibid. p. 61
- 25) Nicolas Delon and Duncan Purves, “Wild Animal Suffering is Intractable,” *Journal of Agricultural and Environmental Ethics* 31 (2018): 246.
- 26) Johannsen, *Wild Animal Ethics*, 45.
- 27) Palmer, *Animal Ethics in Context*, 31.
- 28) Ibid. p. 75
- 29) Ibid. p. 86
- 30) Ibid. p. 143

How Important are The Lives of Wild Animals: The Range of Animal Rights Theory and Its Limitations

Yui Morikuni

Graduate School of Humanities and Social Science

(Master's Degree Program),

Hiroshima University

Conventional animal ethics, as represented by Peter Singer and Tom Regan, have argued for ethical concern for animals using criteria derived from specific capacities. However, some individuals find the implications of certain animal ethics troubling, particularly the arguments from marginal cases that could extend moral consideration to vulnerable human populations as well. Additionally, the substantial obligations these frameworks impose on our interactions with wild animals can be overwhelming or unrealistic. Wild animal suffering itself is an accepted fact, but the conclusion that we have the same obligations to wild animals as to domesticated animals is unacceptable. Therefore, I will explain the validity of a relationship-based animal ethic, referring to Claire Palmer's argument, as something that overcomes the competence-based animal ethics. This theory explains how the relationship between humans and animals makes a difference in human obligations. By incorporating this, we can rationally explain the differences in ethical considerations for wild and domestic animals and build an effective animal ethic. While acknowledging the merits

野生動物の生命はどれほど重要か

of Palmer's theory, this paper identifies certain shortcomings and proposes a refined standard of duty that emphasizes a more specific relationship.